

2 平成26年度県税税目別(課税標準、税率、納期限等)一覧

種別	民 税					業 税				
	個人	法人	利子割	配当割	株式等譲渡所得割	法人 (電気供給業、ガス供給業及び保険業)	外形標準課税対象法人 (資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人(所得課税法人に限る。公益法人等、特別法人、人格のない社団等、投資法人及び特定目的会社を除く。))	法人 (左記以外の特別法人)	法人 (その他の法人)	個人
課税標準及び税率	所得割 均等割 4% 2,000円	法人税割 (1)(7) 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 (1) 保険業法に規定する相互会社 (2) 資本金の額又は出資金の額が1億円で、かつ、従業員の数が300人を超える法人 (2)(1)に掲げる法人以外の法人等 均等割 (1) 資本金等の額が50億円を超える法人(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの及び法第52条第2項第3号に掲げる公共法人を除く。以下(2)～(4)まで同じ。) 年額 840,000円 (2) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人 年額 567,000円 (3) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人 年額 136,500円 (4) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人 年額 52,500円 (5) 前号に掲げる法人以外の法人等 年額 21,000円	支払を受けるべき 利子等の額 5%	支払を受けるべき 特定配当等の額 5% (平成16年1月1日から平成25年12月31日までの間は3%)	特定株式等譲渡所得金額 5% (平成16年1月1日から平成25年12月31日までの間は3%)	各事業年度の収入金額 0.7%	平成16年4月1日以後に開始した事業年度分について、各事業年度の付加価値額、資本金等の額、所得 付加価値割 0.48% 基本割 0.2% 所得割 年 400万円以下の所得金額 1.5% 年 400万円を超え、800万円以下の所得金額 2.2% 年 800万円を超える所得金額 2.9%	各事業年度の所得 年 400万円以下の所得金額 2.7% 年 400万円を超える所得金額 3.6%	各事業年度の所得 年 400万円以下の所得金額 2.7% 年 400万円を超え、800万円以下の所得金額 4.0% 年 800万円を超える所得金額 5.3%	事業主控除額 年 290万円 白色申告者の事業専従者控除額 配偶者 86万円 配偶者以 50万円 (青色事業専従者については、適正給与額を必要経費とする。) 課税所得 第1種 5% 第2種 4% 第3種 5% (ただし、第3種のうち、あんま、マッサージ等については、3%)
		3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う分劃法人の所得割については2.9%	3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う分劃法人で、資本金1,000万円以上については特別法人3.6%、その他の法人 5.3%	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>租税特別措置法第68条(特定の共同組合等の法人税率の特例)第1項の規定の適用を受ける法人の各事業年度に係る法人事業税については、 ・所得のうち 年 400万円以下の金額…………… 2.7% 年 400万円を超え年10億円以下の金額…………… 3.6% 年 10億円を超える金額…………… 4.3% ・3以上の都道府県に事務所、事業所を設けて事業を行う当該法人で 資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の法人の所得……………3.6% (所得のうち10億円を超える金額については、4.3%)</p> </div>						
納期限等	市町村税と同じ(通常、6月、8月、10月及び1月中において条例で定める)	法人税と同じ(公共法人等は4月30日)	利子等について利子額を徴収した日の属する月の翌日10日までに申告納入	特定配当等について配当割を徴収した日の属する月の翌月10日までに申告納入	特定株式等譲渡所得金額について特定株式等譲渡所得割を徴収した日の属する年の翌年1月10日までに申告納入	事業年度終了日から2月以内に申告納付(ただし、中間申告納付にあっては事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内)				第1期 8月20日～31日 第2期 11月20日～30日 随時分(通知書に定める期日)
備考	普通徴収又は特別徴収による。	地方法人税(国税)の創設に伴い、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から法人税割の税率が引き下げられる(税率は「県税税率等の変遷」を参照)。				地方法人特別税の規模縮小に伴い、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から所得割及び収入割の税率が引き上げられる(税率は「県税税率等の変遷」を参照)。				

種別	不動産取得税	県たばこ税	ゴルフ場利用税	自動車税	鉱区税		狩猟税	固定資産税	軽油取引税	自動車取得税	地方消費税
					砂鉱を目的とする鉱区	砂鉱を目的としない鉱区					
				別紙1のとおり							
取得した不動産の価格(土地又は家屋)ただし、土地又は住宅H27.3.31までの取得 住宅以外の家屋H18.4.1～H20.3.31の取得	売り渡し等をしたたばこの本数1,000本につき860円 (旧3級品については、1,000本につき411円) 4% 3% 3.5%		1人1日につき400円～1,200円 (別表2による) 非課税措置 ・ゴルフ場を利用する日現在において年齢18歳未満の者 ・ゴルフ場を利用する日現在において年齢70歳以上の者 ・上記以外の障害者 ・国民体育大会のゴルフ競技参加者 ・学校の体育授業、公認の課外活動のためにゴルフを行う学生、生徒、教員	別紙1のとおり	面積100アールごとに200円 河床に存するもの延長1,000メートルごとに600円	面積100アールごとに200円 採掘鉱区面積100アールごとに400円	第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で 本年度の県民税の所得割を納める者 16,500円 第一種銃猟免許に係る狩猟者登録を受ける者で当該年度の県民税の所得割額を納付しないものうち地方税法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当するもの(農業、水産業又は林業に従事している者を除く)以外の者 11,000円 網猟免許・わな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で本年度の県民税の所得割を納める者 8,200円 網猟免許・わな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で当該年度の県民税の所得割額を納付しないものうち地方税法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当するもの(農業、水産業又は林業に従事している者を除く)以外の者 5,500円 第二種銃猟免許を受ける者 5,500円 放鳥獣猟区にのみに係る狩猟者の登録から の税率の4分の1 対象鳥獣捕獲員としての狩猟者の登録を受ける者、又は同一狩猟期間内に対象鳥獣捕獲員でなくなった場合の登録を受ける者 各税率の2分の1	大規模償却資産の価格のうち所在市町村の課することのできる課税標準を越える部分の金額 1.4%	軽油の数量1klにつき32,100円	50万円を超える自動車を取得した場合の税率3%(ただし富業用及び軽自動車の税率2%) 新車:平成27年3月31日までの取得 電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド自動車、一定の基準を満たす天然ガス自動車、クリーンディーゼル乗用車 非課税 ガソリン車(ハイブリッド車含む):乗用車、2.5以下のバス・トラック ・平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+20%達成 非課税 ・平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成 税率80%軽減 ・平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準達成 税率60%軽減 ガソリン車(ハイブリッド車含む):2.5超3.5以下のバス・トラック(中量車) ・平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準達成+10%達成 非課税 ・平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準達成+5%達成 税率80%軽減 ・平成17年排ガス規制50%低減かつ平成27年度燃費基準達成+10%達成 税率80%軽減 ・平成17年排ガス規制50%低減かつ平成27年度燃費基準達成+5%達成 税率60%軽減 ディーゼル車(ハイブリッド車含む):2.5超のバス・トラック(中量車・重量車) ・平成21年排ガス規制NOx及びPM10%以上低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成 非課税 ・平成21年排ガス規制NOx及びPM10%以上低減かつ平成27年度燃費基準+5%達成 税率60%軽減 ・平成21年排ガス規制NOx及びPM10%以上低減かつ平成27年度燃費基準達成 税率60%軽減 ・平成21年排ガス規制適合かつ平成27年度燃費基準+10%達成 税率80%軽減 ・平成21年排ガス規制適合かつ平成27年度燃費基準達成+5%達成 税率60%軽減 [中古車:平成27年3月31日までの取得] 電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド自動車、一定の基準を満たす天然ガス自動車、取得価額が545万円控除 ガソリン車(ハイブリッド車含む):乗用車、2.5以下のバス・トラック ・平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+20%達成 取得価額から45万円控除 ・平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成 取得価額から30万円控除 ・平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準達成 取得価額から15万円控除 ガソリン車(ハイブリッド車含む):2.5超3.5以下のバス・トラック(中量車) ・平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成 取得価額から45万円控除 ・平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+5%達成 取得価額から30万円控除 ・平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準達成 取得価額から15万円控除 ・平成17年排ガス規制50%低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成 取得価額から30万円控除 ・平成17年排ガス規制50%低減かつ平成27年度燃費基準達成+5%達成 取得価額から15万円控除 ディーゼル車(ハイブリッド車含む):3.5超のバス・トラック(重量車) ・平成21年排ガス規制NOx及びPM10%以上低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成 取得価額から45万円控除 ・平成21年排ガス規制NOx及びPM10%以上低減かつ平成27年度燃費基準+5%達成 取得価額から30万円控除 ・平成21年排ガス規制NOx及びPM10%以上低減かつ平成27年度燃費基準達成 取得価額から15万円控除 ・平成21年排ガス規制適合かつ平成27年度燃費基準+10%達成 取得価額から30万円控除 ・平成21年排ガス規制適合かつ平成27年度燃費基準達成+5%達成 取得価額から15万円控除	消費税額の17/63(消費税率に換算すると1.7%に相当)
納期限等	通知書に定める期日	当月分を翌月末日までに申告納付	当月分を翌月15日までに申告納付	5月20日～31日 随時分 登録のとき	5月20日～31日 随時分 通知書に定める期日		知事からの狩猟者の登録を受ける日	第1期 4月20日～30日 第2期 7月20日～31日 第3期 12月15日～25日 第4期 2月20日～末日	当月分を翌月末日までに申告納付(納付)	登録又は届出のとき	譲渡前の申告納付は自分の期消費税と併せて(「税務署」)に対し行う。 譲渡後の申告納付は消費税と併せて(「税関」)に対し行う。
備考							対象鳥獣捕獲員に係る狩猟税の税率は、各税率の2分の1				